

台東区立小・中学校の保護者の皆様

## 「台東区立学校版 SNS・インターネット活用ルール」について

台東区では、児童・生徒を取り巻くインターネット環境の状況を踏まえ、家庭でのネットトラブル等の未然防止を目的とし、「台東区立学校版 SNS・インターネット活用ルール」（令和3年1月改訂）を作成し、各家庭で活用していただいていたところですが、今年度、さらに、改訂をいたしました。

保護者の皆様と学校・教育委員会が連携して子供たちをスマートフォン等のネット被害から守るために、これまで以上に保護者の皆様に御協力をお願いするとともに、インターネットの適切な利用について親子でよく話し合ってくださいますようお願いいたします。



### 台東区立学校版 SNS・インターネット活用ルール ※（ ）内は中学校版。

#### 【児童（生徒）が守る6つのルール】

#### 1 夜8（10）時以降は、携帯電話やスマートフォン等は保護者に預けるなど、1日の利用時間を保護者と決めて使います。

長時間利用すると、睡眠不足になって生活リズムを崩したり、視力の低下など体や心の調子を崩したりすることが考えられます。保護者と相談し、使用する時間を決めて使いましょう。

#### 2 名前やメールアドレス、写真や ID、パスワードなど、個人情報に関する書き込みはしません。

インターネットは、世界につながっています。発信した情報は、誰が見ているか分からない上、発信した情報から個人が特定されてしまう可能性があります。また、友達の写真等を、承諾を得ずに勝手に SNS 等へ書き込んでトラブルになることもあります。自分自身を守ったり、家族や友達を守ったりするためにも、個人情報に関する書き込みはしてはいけません。

#### 3 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返します。

SNS では、世界中の人とつながることができます。しかし、安易な投稿により加害者となることもあります。また、コミュニケーションアプリでは、「イヤなこと」の感覚が人によって、ズレやすく、ネットの特性によってズレが大きくなるため、ちょっとした勘違いなどから、けんかやいじめに発展することがあります。見た人がどのような気持ちになるか考えてから送信しましょう。

#### 4 ネットで知り合った人に会ったり、個人情報が分かるような写真を送ったりしません。

インターネット上では、簡単に年齢や学年、職業などをごまかすことができます。また、写真からは、写真を撮った位置などの個人情報を特定されることもあります。インターネット上で知り合った人は、悪意がある人は必ずいると考えて、インターネット上で仲良くなっただけで信用しないようにしましょう。

#### 5 場所や状況によってはマナーモードにする、歩きスマホやながらケータイはしないなど、マナーを守ります。

歩きスマホやながらケータイは、迷惑行為です。機器を操作しているときの視界は、狭くなり、周りの様子が見えにくくなったり、気付きにくくなったりします。歩きながら、自転車で乗りながら操作して、人にぶつかって、相手に怪我をさせれば、損害賠償が発生することもあります。

## 6 困ったことや分からないことがあったら、保護者や先生、相談機関に相談します。

知らない人から連絡がきた、いじめに気付いた、トラブルが起きたなど、困ったこと、心配なことがあったときは、すぐに相談しましょう。トラブルは時間が経つとどんどん大きくなるので、早めに相談することが大切です。

※参考「NTT docomo スマホ・ケータイ安全教室 応用編教材」

### 【保護者が守る4つのルール】

青少年インターネット環境整備法で、「保護者は青少年のインターネット利用の状況を把握し管理しなければならない」と定められており、子供が過ちを犯してしまった場合は、保護者の方がその責任を負う必要があります。

また、インターネットや携帯情報端末の利点と欠点を理解し、有害情報を閲覧してしまう可能性や予想される危険などを把握するとともに、使用する機器の特性を調べ、保護者が守る4つのルールに基づいて子供の利用環境を整備しましょう。

- 1 保護者は、子供の使用状況を確認します。**
- 2 保護者は、約束の時間になったら子供の携帯電話・スマートフォン等を預かります。**
- 3 保護者は、子供を有害サイトから守るためフィルタリングを付けます。**
- 4 子供がトラブルに巻き込まれそうになった場合は、速やかに警察等に相談します。**

### ペアレンタルコントロールで子供を守りましょう

#### フィルタリングを設定しましょう

青少年インターネット環境整備法により、携帯電話事業者には、使用者確認義務、フィルタリング説明義務、フィルタリング提供義務、フィルタリング有効化措置義務が課されています。

フィルタリングを設定することにより、違法・有害なサイトを見ることができないようにするばかりでなく、悪質・違法なサイトにアクセスすることによって発生するトラブル（不当な高額請求、迷惑メールの受信等）からの回避効果もあります。子供たちをインターネットを通じたトラブルから保護するため必ずフィルタリングを設定してください。

保護者によるフィルタリングの不要の申出がない限り、携帯電話業者が新規の携帯電話回線契約時及び機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時にフィルタリングの必要性・内容を説明し、フィルタリングの有効化措置を行います。

#### ゲーム機器や家庭用のタブレットなどの機器にも

内閣府の「令和元年度 青少年インターネット利用環境実態調査 調査結果」によると、小学生のインターネットの利用状況で最も多いのは「ゲーム」でした。最近では、オンラインゲームで、離れている人と会話しながらゲームをすることが可能となりました。

ゲームで知らない人を会話し、仲良くなったつもりで会ってしまう…ということも考えられます。携帯電話やスマートフォンだけでなく、インターネットにつながる機器には、保護者が制限をかけておくことで、事件に巻き込まれないようにすることが重要です。

#### ※ペアレンタルコントロールとは…

保護者が、子供の年齢や使い方、判断力に応じて利用可能な時間を制限したり、有害サイト等にアクセスできないようにするために「フィルタリング」を設定したりするなど、情報通信機器を利用する行動のことを言います。